

朝鮮人強制連行における企業のイニシアチブ

舟 越 耿 一

Active Role of Japanese Corporations in the Forced Labor of the Koreans

Koichi FUNAKOE

紀要投稿にあたって

本稿は、釜山在住韓国人の金順吉（キム・スンギル）氏を原告とし、日本国と三菱重工業株式会社とを被告とする損害賠償等請求事件 [平成4年（ワ）第315号] の第15回口頭弁論（1996年9月17日）に向けて長崎地方裁判所に提出した私の研究報告書の全文である。以下、簡単に、事案の概要、研究報告書提出に至った経緯、紀要掲載の意義について述べる。

原告金順吉氏は、1922年11月10日生まれであるが、1944年12月下旬、22歳のとき国民徴用令に基づく徴用令書が届いた。原告は、逃走し身を潜めたが発覚し、1945年1月8日脅しによって徴用に応じた。同日夜釜山に連行され、翌9日関釜連絡船に乗せられ、10日朝上陸、さらに汽車に乗せられて長崎に着いた。その後、被告三菱重工業株式会社で軟禁下に置かれて強制労働に従事させられた。8月9日、作業中に原爆に遭い、被爆後まもなくの12日夜密かに長崎を離れ、日本から自力脱出した。それから47年たって1992年7月31日、金順吉氏は本件提訴に踏み切った。訴えの内容は、強制連行・強制労働による精神上的の損害を核心的部分とする不法行為に基づく損害賠償と未払賃金等の請求である。

本裁判は、30件近くに及ぶいわゆる戦後補償裁判のひとつであり、また企業の戦争責任・戦後責任を追及するいわゆる企業裁判7件のうちのひとつである。

裁判においては、原告側は、強制連行・強制労働は国際法及び国内法に違反する違法なものであったとするのに対して、被告側はこの問題の解明を回避し、強制連行・強制労働の事実があったとしてもその責任を負わないとの立場を主張している。被告三菱は、戦前の三菱と戦後の三菱は別会社であって、現会社は旧会社の債務を承継していない、また「仮に原告主張の権利がかっては存在していたとしても」、「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律」（1965年12月17日法律第144号）第1項により原告の請求権は消滅している、と主張する。いわゆる別会社論と解決済論である。他方、被告国は、「原告主張の不法行為がされたという時期は、国家賠償法制定前の大日本帝国憲法下の時期であり、同時期にあっては、国の権力作用については、たとえそれによって違法に他人の権利を侵害することがあったとしても、私法上の不法行為の規定を適用することはできず、国は賠償の責任を負わないものとされていたところ、原告の主張する前記被告国の

被用者の各行為は、いずれもその性質上、国の権力作用の行使としか解し得ないものである。」それ故に「原告主張の事実の有無に関わりなく」責任を負うことはないとして、いわゆる権力作用無答責論を主張している。

原告・被告の各主張に関しては、準備書面を通じて、反論、再反論が重ねられているが、裁判所の訴訟指揮は、強制連行その他への被告国の関与行為が権力作用に該当するか否かを明らかにすることに向けられ、かかる観点から証人尋問が行われることになった。そして被告国の関与行為について、原告側は以下のような主張を展開した。

「徴用は、本来、私経済活動として、労働市場を通じて行われる求人、求職活動に代えて、行政が行政機構を通じて、労働者を発見し、握掌し、私企業に配属する行政作用である。従って、私有財産制、資本主義経済体制をとる大日本帝国憲法下では、本来は私人が行う経済活動の一環であり、国家だけが独占的、優越的に行うことができる国家作用ではないから、本来的には非権力的給付行政である。徴用は一方的命令であり、それに応ずることが義務とされ、その意味で強制徴用と呼ばれるにしても、それは自己決定、私的自治を否定する意味でしかなく、そのことによって徴用が権力的作用に変わる訳ではない。徴用命令自体に身体を拘束、連行、収容され、就労させられるような処分性、公定性など権力作用特有の法なり法原理がある訳ではない。」つまり、徴用の実質は、求人、求職活動という私企業の私経済活動にあたるものであること、さらに徴用命令自体がもつ効力の範囲には明確な限界があり、徴用の強制性の権力的性格は限定的にとらえなければならない、という主張である。

ここに掲載する研究報告書は、このような原告側の主張に沿って、強制連行その他がいかに私企業のイニシアチブの下で行われたか、さらに国はいかに企業のイニシアチブを尊重し、それに協力し代行する形で関与したかを明らかにしたものである。本研究報告書は、連帯労組の西村卓司氏による膨大な資料の収集と原告訴訟代理人（主任）龍田紘一朗弁護士を中心とする度重なる研究会での討議を踏まえて、私の責任で執筆したものであるが、強制連行問題に関連して、本研究報告書が中心的に扱った「統制会」の活動に言及した研究が極めて少ないこと、従って新たな事実の発見・解明として金順吉氏の裁判のみならず他の企業裁判でも役立つこと、さらには本研究報告書の主題は、いわゆる「特殊日本的な戦時国家独占資本主義」の実態構造の解明にも寄与しうるのであること、等に鑑みて紀要に掲載することとした。投稿にあたって若干の字句の補修正をしたほかは報告書原文のままである。なお、本文中の「山田昭次・意見書」と「古庄レポート」は、「金順吉裁判を支援する会」によって『金順吉裁判資料集』(四)、(五)としてまとめられ、(四)はすでに発行され、(五)も近日中に発行されることになっている。併せて参照願えれば幸いである。

目 次

- 一 本論の趣旨
- 二 強制連行が国策化する経緯
- 三 強制連行・強制労働と統制会
 - (一) 統制会の目的・機能・性格
 - (二) 産業界の要望に基づく統制会の設立
 - (三) 統制会による労務動員計画の策定

- (四) 造船統制会と三菱等の民間企業
- (五) 超重点政策と産業行政の一元化
- (六) 統制会と協力会の構想

四 軍需会社制度の実態

- (一) 軍需会社法の目的と政策
- (二) 軍需会社制度の実態
- (三) 徴用における企業のイニシアチブ

五 結語—徴用の実質は企業活動そのものであること

一 本論の趣旨

いわゆる朝鮮人の強制連行が当時の日本政府の国家政策に基づく戦時労働動員であったことは疑いがない。しかし、その「国家政策」を構想・要請し、また「労働動員」を計画・実行したのはまさに企業であり、また企業団体であった。

本論では、強制連行すなわち労働動員の構想・計画・実行がいかに関民間企業のイニシアチブの下で行われたか、あるいはまた強制連行がいかに関民間企業の要請に国家がこたえる形で行われたものであったかを明らかにする。

以下、第一に民間企業の要請に基づいて強制連行が国策となるまでの経緯を明らかにし、第二に重要産業団体令（1941年制定）下の統制会の活動を明らかにし、第三に軍需会社法（1943年制定）の下での民間企業のイニシアチブの顕在ぶりと労働の動員・管理の実態を明らかにする。

二 強制連行が国策化する経緯

まず、朝鮮人強制連行がいかに関産業界の要求（突き上げ）によって国策となり開始されたものであったか、このことを石炭鉱産業界を例にして明らかにする。なぜなら、今日では、石炭鉱産業界と強制連行との関わりが最も深められているからである。以下の本節の叙述も山田昭次・意見書と古庄レポートによっている。詳細は特に古庄レポートを参照されたい。

1937（昭12）年7月に日中戦争が勃発し、中国侵略が本格化するとともに、国内における労働力不足が深刻化することとなった。「七〇余の中小炭鉱は休業が憂慮された」ほどであった。その原因は坑夫の軍隊への召集である。そこでこの業界は、政府に対して繰り返し朝鮮人労働者の確保を要求することになる。

例をあげると、筑豊地方の中小炭鉱主で組織された石炭鉱産互助会は、日中戦争開始直後から前後七回にわたって朝鮮人労働者の「移入」の許可と女坑夫の入坑制限・深夜業禁止の緩和等を陳情した。

また1937年8月、西部産業団体連合会も「労働者ノ補充ニ関スル件」で朝鮮人労働者の「誘致」と内地労働力の余裕ある地方からの「誘致」等について、石炭鉱産連合会に善処方を依頼することを決定した。これを受けて筑豊石炭鉱産業界は、1937年8月、石炭鉱産連合会・全国産業団体連合会・鉱山懇話会の三団体に陳情書を送り、「朝鮮人労働者ノ団体的移

住ハ、昭和九年閣議ノ決定ニ依リ禁止セラレタル所ナルガ、時局ニ鑑ミ労働力補充ノ一策トシテ、此際会議決定ノ方針ヲ緩和シ之ヲ内地ニ誘致シ得ル様取計ハレタキコト」を要請した。また同年9月には、「炭鉱稼働者補充増員ニ関スル陳情書」を商工大臣に送り、「石炭鉱業ガ地上労働ニ比シ稼働者誘致上甚敷キ立場ニ有ル事ヲ諒察セラレ非常時局中特ニ毎年相当人数ノ半島人ノ移入ヲ認メラレタキコト」を要望した。

他方、当時、鹿島組と大手土建会社加盟の社団法人土木工業協会も石炭鉱業連合会等と連携して労務充足方を当局に請願した。

だが、こうした執拗な要請にもかかわらず政府はこれを受け入れようとしなかった。政府が朝鮮人労働者の「団体的移住」を受け入れず、逆に関東大震災後の政策であった朝鮮人の内地渡航制限等を強化したのは、朝鮮人労働者の大量移入は社会問題発生の原因となる恐れがあることと、朝鮮内における労働力不足の懸念を理由とするものであった。

こうした経緯を経て1939年7月28日、厚生省、内務省、朝鮮総督府の間で話し合いがもたれ、結局朝鮮人戦時動員が決定される。それは中央協和会の設立（1939年6月28日）と厚生省社会局長・内務省警保局長連名の依命通牒「協和事業ノ拡充ニ関スル件」（同年10月10日）によるその画期的拡充により、治安対策の見通しが立ったことを背景としていた。

朝鮮人強制連行が業界の突き上げの結果であったことは次の一文からも明白である。「労働力不足ノ対策トシテ半島人ノ移入ハ一昨々年来、業者ノ要望ヲ続ケタルトコロナルガ、先般事務当局ニ於テ強化セラレシ、最近相当数移入セラレツツアルハ、応急対策トシテ、其効果ヲ期待スベク業者トシテハ殉ニ感謝スルトコロナリ」（『筑豊石炭鉱業界庶務事跡』1939年）。

石炭鉱業連合会・鉱山協会・土木工業協会等の経営者団体は、このほかの点でも朝鮮人戦時動員の強化を政府に迫り実現させた。

1940年7月開催の石炭鉱業連合会「第二回労務担当者会議」では、朝鮮人募集手続きの簡素化・迅速化・縁故募集の容認、「朝鮮人労働者内地渡航阻止ニ関スル通牒」の撤廃、朝鮮人の「移動阻止法令ノ強化」等、朝鮮人戦時動員の阻止要因となっていた諸問題の全面的解決を強く求めた。これに対して厚生省引田業務課長は、1、朝鮮人労働者の募集手続きはできるだけ敏活に取り運ばれるよう朝鮮当局に指示する。2、許可員数の範囲なら全部縁故者を雇い入れても差し支えない。3、「朝鮮人労働者内地渡航阻止ニ関スル通牒」は近く撤廃することに内定していると回答、経営者団体の要望を全面的に受け入れた。

朝鮮人労働者の「移動阻止法令ノ強化」問題についても、厚生省は「目下研究立案中」として、前向きな姿勢を示した。結局この問題は「移入朝鮮人労働者逃亡防止対策要綱」として整備され、1942年8月、厚生・内務・商工各次官連名で地方長官及び関係官庁に通達された。

以上見てきたように、いわゆる朝鮮人強制連行は、労働力不足に悩む産業界からの執拗な要求（突き上げ）をついに政府が受け入れたことによって実現したものであったことはきわめて明らかである。

次に、1941（昭16）年に制定公布された重要産業団体令に基づいて設立された各企業の連合体としての統制会が、いかに朝鮮人の強制連行・強制労働と関わっていたかを明らかにする。

三 強制連行・強制労働と統制会

朝鮮人の強制連行は、募集方式から官斡旋方式へ、さらに国民徴用令方式へと三段階の展開を示すが、第二段階の官斡旋方式は、1942（昭17）年2月の閣議決定に基づく「労働員実施計画ニヨル朝鮮人労働者ノ内地移入斡旋要項」等に従って実施された。

この方式は、「日本本土内での各企業間や日本本土側と朝鮮側の企業間における朝鮮人労働者の奪い合いを調整し、また移送中の朝鮮人労働者の逃亡を防ぎ、かつ必要な労働訓練を事前に行うために編み出されたものである。」（日弁連人権擁護委員会「在韓被爆者問題調査研究委員会第二次報告書」1985年12月7日、12頁）

ところで、ここにいう「企業間における朝鮮人労働者の奪い合いの調整」は、一体、どこで、誰が行ったのか。古庄レポートによれば、鉄鋼業は1942年2月に強制連行を開始したが、「人員割当の原案は各社の申請をもとに鉄鋼統制会が作成した。商工省は統制会会長に広範な権限を付与した。『政府の労働力配分の決定あるいは資本の融通などに関しても、統制会会長をもってその産業部門における最大の発言者たる地位を与』へた（高田源清『経済官庁と経済団体』東洋書館、1941年、216頁）」（11～12頁）のであった。

つまり、鉄鋼統制会に限らず、各産業系列ごとの「統制会」が、直接的な国家統制とは異なる一種のカルテルとして、民間企業の利害を実現するために労働力の配分・統制・とりわけ朝鮮人労働力の確保・配分を中心的に企画・実行したのであった。では、その統制会とはいかなるものか。

（一）統制会の目的・職能・性格

戦前日本の統制経済は、自治的統制の時代から官僚統制の時代へ、そしてさらに官民一体的統制の時代へと三段階を踏んで発展してきたといわれる。

高田源清『営団と統制会』（1942年、東洋書館）によれば、「即ちそれは民間人の自治的統制に失敗して、官僚統制の機構を確立した官庁が、それも失敗たりしことを認めて、此処に第三の組織として案出した官民一体的なる統制機構たるのであって、民間人を起用してその創意を以て官庁の権力的裏付けを行い、強力且つ責任を以て統制に当らしめんとするものである。」（400頁、現代漢字、新仮名使いに改めている。以下同様。）

ここにいう「官民一体的なる統制機構」がすなわち統制会である。

統制会は、1940（昭15）年12月に閣議決定された「経済新体制確立要綱」ならびにその具体化として1941（昭16）年8月、国家総動員法第18条に基づく勅令831号として制定公布された重要産業団体令（全56条よりなる。さらに全31条よりなる施行規則あり。）によって設立された。統制会は特殊法人であり、企業統合体の一形態である。（西島弥太郎『戦時企業体制論』巖松堂書店、1944年、207頁。）

当時、「重要産業統制団体協議会」（後述）の事務局長であった帆足計は、上記「確立要綱」と統制会について次のように述べている。

「『経済新体制確立要綱』の根本趣旨は、官民それぞれの本来の職分を明確にし、戦時経済統制の困難なる課題を、産業界の積極的協力によって解決しゆくべき官民協力の新しき統制方式を確立したことにある。そして、このために、産業界の自覚と体験とを結集し、その創意と責任とを活用すべき国策機構として考えられたのが、即ち『統制会』の組織な

のである。」(『統制会の理論と実際』1943年、東邦社、1頁)。

さらに帆足は、統制会の本来の狙いについて次のように述べている。

「『確立要綱』の趣旨からいって、統制会の本質は、統制の主体として業界の上に君臨するところの外からの統制司令部たることにあるのではなく、原材料の配給計画から、製品の生産、並びにその配合に至るまでの一貫的諸計画を立案し、あわせてこれを実施するに必要な萬般の方策を講ずべき、内からの自律的企業共同体たることにある。そしてこの自主的共同体たるの力強き資格において、挺身して国策の向かうところに率先協力しようというところに統制会の本来の狙いがあるのである。

即ち統制会は漠然たる官庁行政の外延でもなければ、いわゆる上からの国策代行機関でもない。それは複雑多岐な産業系列の中から、国策上必要な生産拡充の拠点を捉え、そこに企業の自主的共同組織を結集し、その頭部として業界のなかから聡明果敢な推進的指導部を創出し、その一元的指導の下に、政府の経済計画(物動計画、生産力拡充計画等)に直接的に参画協力し、自らの汗と脂とその自主的責任において、これが遂行の任にあたらんとするものである。」(同40~41頁)。

以上のような統制会の本来の目的は、閣議決定「経済新体制確立要綱」第三章第二項「経済団体の職能」に、「政府の協力機関として重要政策の立案に対し政府に協力すると共に、実施計画の立案、及びその計画実行の責に任じ、且つ必要ある場合においては政府に意見を具申す」と規定され、さらに重要産業団体令第四条に「統制会は国民経済の総力を最も有効に発揮せしむる為当該産業の総合的統制運営を図り、且当該産業に関する国策の立案及び遂行に協力することを目的とする」という形で規定された。

この規定中の「国策の立案及び遂行に協力する」の具体的意義について官界が述べるところは、産業界の帆足が述べるところとまったく変わらないものである。すなわち商工省の課長は以下のように語っている。

「まず第一に、国で決めます大きな政策、例えば全般的な物動計画というようなものは、申すまでもなく、政府が決定するのでありますが、其の政府の立案の際に、統制会にも入って貰う。この趣旨は統制会の事業の第一に規定されておるのでありまして、当該産業における生産及び配給並びに之れに要する資材、資金、労務等の需給その他当該産業に関する政府の計画に対する参画—具体的にはこういう風に表現されて居るのであります。即ち、政府がそういう国策を決めます場合に、統制会からいろいろ資料も提出していただきますし、又統制会長にも初めから政府の事務的立案の過程に参画して貰いまして、民間の意見を取り容れて案をこしらえる。そういうことが国策の立案に参画するという意味であります。

それから『遂行に協力する』という意味は、事業の第二として出て来るのでありまして、先ず、大きな方針が統制会の協力を得つつ政府の責任において決定される。次に、その実施計画が出来、又其の実施計画を遂行するについては、統制会が全責任をもって之れに当たらねばならない、そういふ趣旨であります。」(1941(昭16)年8月の重要産業統制団体協議会主催の官民懇談会における商工省神田総務課長の話。帆足前掲書、129~130頁)。

以上のところに明らかなように、統制会は「政府が一方的に決めた机上の物動計画に追従するのでなしに、自らの現実的調査に基づく責任ある発言力をもって積極的に物動計画に入り込み、政府を助けて生ける物動計画の樹立に先ず協力」(同上104頁)し、それを「全

責任をもって」遂行するのであるから、「官民一体的なる統制機構」とか「官民協力の新しき統制方式」というも、その実態は、「全般的な物動計画」を責任を持って企画、立案、遂行する、まさに主体性をもった（「自律的」「自主的」）一種のカルテルであったと言わなければならない。

（二）産業界の要望に基づく統制会の設立

次に、以上のような目的等をもった統制会が、当時の産業界の意向に沿ったものであり、また当時の産業界の突き上げによって実現したものであることを指摘しなければならない。それは、重要産業統制団体をもって構成された重要産業統制団体協議会（事務局長、帆足計）の活動において明らかである。

右協議会は、1940（昭15）年8月29日、重要産業統制団体懇談会として設立され、翌年1月30日、重要産業統制団体協議会と改称され、1942（昭17）年7月8日重要産業協議会と改称されていき、会員数は、統制会22、統制団体8、営団2の計32にのぼり、当時民間企業の総司令部的役割を担っていた。

同協議会は、協議会規約二に『『経済新体制確立要綱』の団体趣旨に則り重要産業の統制団体機構を整備し、産業統制団体相互間の緊密なる提携を図り、政府との密接なる連携の下に現実に即せる産業計画の樹立実現に資し、併せて統制運用の円滑を期するを以て目的とす』とその目的をうたっているが、同団体が統制会の早期設立のために早くから積極的に活動していたことは、1941（昭16）年2月の「重要統制団体の機能強化に関する意見」、同年五月の「統制会の組織方針に関する意見」、同年十月の「協議会緊急常任委員会決議」においてきわめて明瞭である（帆足前掲書、209、212、267頁参照。）また次の記述もこれを裏づけるものである。「財界首脳部の動きを反映せる重要産業統制団体協議会の如きは、早くよりかかる産業団体の必要を認め、その具体化に協力の姿勢を採って来ていた。」（小宮山利政『統制会と財閥』1942年、91頁）

これを造船業界において見ると、当業界も独自に早くから統制会の設立を望んでいた。

造船統制会会長斯波孝四郎の著書『戦力造船』（1944年、文松堂出版）によれば、「軍官民一元化の体制は造船界としては多年の要望であり当時造船連合会は度々当局に意見を開陳し、其の実現方に付き努力中であつたが、16年中頃より当局に於いても其の機運漸次成熟するやうになった。」（60頁）と、17年1月の造船統制会設立に至る経過を述べている。「多年の要望」という言葉で語られている造船業界の「軍官民一元化の体制」は、1937（昭12）年蘆溝橋事件勃発後の産業政策不統一の状況の中で業界が関係各大臣に要望した「計画造船実施要望」に明らかである。この「要望」は以下の九項目からなっている。①造船計画を軍用艦船建造計画と併せ一元化を図ること、②建造船舶の船型を限定し大量生産を期すること、③造船注文の一元化を図ること、④造船用資材の確保を図ること、⑤造船技術者及び労務者の供給確保を図ること、⑥設備の整備拡充を図ること、⑦動力の確保を図ること、⑧造船統制会を設立し造船計画実施の衝に当らしむること、⑨造船に関する政府の指揮監督の一元化を図ること。（同、58～60頁）

以上のうち、本論では⑤と⑧が重要である。ちなみに⑤では「尚必要に応じ徴用をなし得る措置を講ずること」と説明がある。

(三) 統制会による労務動員計画の策定

統制会は前述の目的を達成するために七事業を行うものとされたが(令第6条), その一は「当該産業に於ける生産及配給並に当該産業に要する資材, 資金, 労務等の需給に関する政府の計画其の他当該産業に関する政府の計画に対する参画」である。

右規定中の「労務等の需給に関する」計画, すなわち労務動員計画が, どのようにして樹立されるかについてみるに, 前出の1941年8月の官民懇談会において商工省神田総務課長は, 「労務動員計画に付きましても, 大体现在の機構に於きましては右の資金計画と同じやうな趣旨にご了解願ってよい」と発言しているので, 「右の資金計画」で述べられた発言内容を「労務動員計画」に当てはめて文章化すると以下ようになる。

「統制会としましては, その産業につき, 本年度の労務動員計画(元の文章では資金計画, 以下同じ)はどのような風になるか, 大体どの会社にはどれだけの労務(資金)が要るか, 此の会社は是非必要があるが, こちらのほうは申出はあるがほんとうに必要なのか, 等の諸点を査定して, それを厚生省(商工省)へ伝え, 厚生省(商工省)と相談して, 其の産業における労務動員計画(資金計画)の樹立に協力するということになるのです。……統制会が強力になってまいりますれば, 個々の労務動員計画(資金計画)樹立につきまして, 其の意見は実状に即したものであるだけに, かなり大きな発言力として現れることは申すまでもありません。」(帆足前掲書, 130~131頁)

以上のことを具体的に造船統制会についてみる。

造船統制会の事業は定款(全三十条よりなる。1942(昭17)年1月28日逓信大臣認可。同年1月30日施行, 1943年3月23日改正)の第九条で定められ, その規定中に, 「労務等の需給に関する政府の計画其の他造船に関する政府の計画に対する参画」, 「労務等に関する実施計画の設定並に其の遂行」がある。

労務等に関わっては, 造船統制会統制規定(1942(昭17)年6月19日逓信大臣認可)がさらに具体的に規定しており, それによれば, 会長が必要と認めるときは会員または会員団体に対して, 「労務管理の改善」を指示することができ(第14条), また統制会の会員は「従業員の所用予定人員等に関する計画」や「労務者の移動状況」等の事項を記載した書類を会長に提出しなければならないことになっていた(第18条)。

さらに事務局職制及分課分掌規則によれば, 造船統制会事務局では勤労部第一課が「(一)従業員の要員計画に関する事項, (二)従業員の需給に関する事項, (三)従業員の統制及管理に関する事項, (四)従業員の一般調査に関する事項」の事務を掌り, 勤労部第二課が「(一)従業員の待遇及給与に関する事項, (二)従業員の福利厚生に関する事項, (三)従業員の養成に関する事項」の事務を掌ることになっていた。

ちなみに, 勤労部第一課長は, 三菱重工業労務課長桑田一郎であった。

(以上は, 重要産業協議会編『統制会必携昭和十九年版』による。)

(四) 造船統制会と三菱等の民間企業

重要産業団体令の適用をうける重要産業部門は, 1941(昭16)年10月の閣令により指定され, その中には鉄鋼業, 石炭業等とともに造船業が含まれた。そして造船事業の統制会「造船統制会」の会員資格者指定は同年12月の逓信省告示によって行われた。造船統制会設立委員十名の中には三菱重工業株式会社取締役会長斯波孝四郎が含まれていた。

1942（昭17）年1月に開かれた創立総会において定款が決定され、即日設立認可をうけた。会員は、長さ百メートル以上の船舶（軍用艦船を含む）を製造し得る造船及び造機設備並に長さ百メートル以上の船舶を入渠せしめ得る船渠を備える造船会社を有資格者として、逋信大臣の指定した15造船会社及び関東、関西、中国、九州、東北における五地区造船組合造船協議会をもって組織された。

会長には斯波孝四郎が任命されたが、統制会の役員の中には、斯波の他に、その後任の三菱重工業株式会社社会長郷古潔が監事として、また同会社取締役玉井喬助が評議員として入っている。その他に三菱重工業は統制会の主要役職員として、総務部、企画部などに6名を送りこんでいる。

造船統制会の設立について造船業界のたび重なる要望があったことは前述したが、斯波孝四郎は次のように述べている。この業界は大正10年に造船懇話会を結成し、その後造船連合会となり早くから業界の組織的な共同体制をつくってきた。したがって1940（昭15）年には「造船組合連合会が結成せられ統制を実施して居ったので造船統制会が新たに設立された際にも即日活動を行ふことが出来たのである。」（斯波『戦力造船』61頁）また、山縣昌夫『戦争と造船』（1943年、鶴書房）は、造船統制会は造船連合会が「発展的に解散」して設立されたものであると述べている（199頁）。

次に造船統制会がどのように官民一体的な統制機構であったかについてみる。ここでは以下の二人の発言に注目する。

会長斯波は次のように言う。「造船統制会は、政府と表裏一体となり、官民の有機的結合をもって、造船統制の適切且つ円滑なる運営を図ることが、最も緊要な任務であることは言うまでもない。」（科学工業新聞社編纂『統制会総覧第二集』1942（昭17）年、科学工業新聞社、140頁）

さらに造船統制会理事長桑原重治（海軍造船中将）は次のように言う。「造船事業は、早くから企業の自由性が揚棄され、国家管理的企業形態の色彩が濃厚であった。すなはち自由企業の造船事業が、従来常に景気変動の波間に浮沈し、不況の来襲毎にその経営基礎をおびやかされた事実は、企業の国家的重要性からして、支那事变発生直後これを強力な国家統制下に置く必要があったのである。

造船事業に対する戦時国家統制は、先づ昭和12年9月の臨時船舶管理法の制定による船舶建造促進策に始り、14年4月造船事業法の施行、次で同法の船舶建造融資補給及び損失補償法を大宗とする船舶輸入許可規則臨時船舶管理法、海運組合法等の法規により法定保護監督が施行されたのである。更に大東亜戦争勃発を招来すべき太平洋をめぐる機局の激化は、造船事業に対しいよいよ高度の国家統制を実施すべき必要熾烈となり、16年9月海運国家管理要綱が決定されると共に造船事業はここに完全な国家管理下に置かれるに至った。」（同上、147頁）

さらに桑原によれば、造船事業は元々強力な国家統制下にあったのではあるが、「未だ業者の自由企業性が多少は存在していた」のであり、造船統制会の設立をもって「法定根拠を有する一元的統制組織」が形成され、そのことによって「完全な国家管理下に置かれるに至った。」のである（同上、149頁）。

ここで「国家管理的企業形態」とか、「完全な国家管理下」と言うも、それは、造船業とりわけ三菱などの巨大造船企業がいかに国家による保護・優遇をうけていたかの謂である

ことが重要である。まず前述した造船業界の「計画造船実施要望」に明らかなように、造船統制会は、人的物的資源を造船業界に優先的に流し込むことを目指していたのであり、さらには民間企業のイニシアチブと利益保証は、この段階においても次の軍需会社法の段階においてもいささかも消滅していないからである。したがって実は「国家による保護・優遇」という形で、巨大造船企業の利益の貫徹が行われていたと理解することができる。巨大造船企業は実に国家と一体となって資本蓄積を行い、拡大発展してきたのである。

(五) 超重点政策と産業行政の一元化

戦局の急迫に伴い、産業界はその生産能率を最高度に発揚すべきことが求められるようになり、1943（昭18）年になると、政府は各産業部門並に産業部門内における重点主義の徹底を図り、戦時生産力を国家の要請する局面に集中動員するために（それは超重点政策と呼ばれた）産業行政の一元的強化をうち出す。

政府が産業行政の一元的強化のための行政措置としてうち出したものには以下のものがある。

戦時行政特例法（昭和18年3月18日公布、即日施行）は、勅令によって「法律による人または法人の行為に対する禁止または制限の全部または一部を解除」しうることとし（法の禁止や制限の解除）、また「法律により監督または命令、処分その他の行為をなす甲の行政庁または官吏の職権を乙の行政庁または官吏をして行わしむる」ことができるようにした（職権の移動）。

許可認可等臨時措置法（昭和18年3月18日公布、施行）は、許可、認可などを不要にしたり、届出だけでよいとしたり等の、大幅な行政簡素化を行うこととした。

戦時行政職権特例（昭和18年3月18日勅令第133号）は、鉄鋼、石炭、軽金属、船舶、航空機の五重要軍需物資の生産拡充上特に必要あるときは、内閣総理大臣が各省大臣の頭越しに直接自ら指示をなしうることとした。

これらは相まって重要軍需物資の飛躍的生产拡大をねらったものである。加えて、内閣顧問臨時設置制（昭和18年3月18日勅令第134号）行政査察規程（昭和18年3月18日勅令第135号）、戦時経済協議会規程（昭和18年3月18日施行）がつくられたが、これらは、前述の産業行政強化のために法令を運用する機構を整備したものである。

重要軍需物資の集中的な生産拡大のために、法令とそれを運用する機構の整備が行われたわけであるが、重要産業部門の生産拡大を支援するためには何でもするというなりふりかまわぬ姿勢がここにはある。

それらは「法律」であると言うよりは、まさに融通無碍な「措置」であると言える。これらの「措置」においては、法令の制定という形での国家権力による決定という外被をとりながら、その内実は重要軍需物資の生産拡大を担う巨大民間企業の論理を最大限に尊重し貫徹せしめるものであると言わなければならない。したがって、これらの「措置」とそれに基づく行為のすべてにおいて、実質的なヘゲモニーは巨大軍需企業にあったといえる。そのことは、次に述べる「協力会」の構想において一層鮮明となる。

(六) 統制会と協力会の構想

政府は超重点政策の対象、すなわち戦力増強の目標を航空機、造船、鉄鋼、石炭、軽金

属の五部門に置いたが、産業界（前出重要産業協議会）は、この政策の実施を確保推進する協力体制をつくるとして超重点産業に対する「協力会」の設立を構想する。

重要産業協議会によれば、協力会は、「政府の超重点主義政策に相呼応し、これを真に実効あらしめるために、中核産業と関連産業との間に、『供給協定』を成立せしめ、各関連産業日常不断の協力を組織的かつ計画的に確保し、同時に生産増長の諸障碍の発見並に排除に努め、軍官民一致の協力により、生産増強を推進せんとする趣旨」（重要産業協議会発行『陸軍航空、造船、石炭、鉄鋼、軽金属協力会要覧』1943（昭18）年訂正再版、3頁）に出たものである。

航空機を除く四部門で各々の統制会を中核として協力会が設置される。

その規約によれば協力会の事務所は各統制会内に置かれる（第3条）。協力会の会長は統制会の会長がこれに当たる（第8条）。事務は各統制会の事務局で取り扱われる（第10条）。経費は各統制会が負担する（第12条）。

協力会は、いくつもの統制会や統制団体を傘下におさめる方式であり、人的及び物的資源を優先的に超重点政策の対象たる五部門の巨大独占企業に流しこむ仕掛けである。

以上述べてきた統制会の役割（そして協力会の構想）において明らかなように、結果として強制連行を受け入れた企業は、「炭鉱であれ、工場であれ、みな大手です。本当は労働力が不足して一番困っているのは中小ですけど、回したのは大手のほうです。」（山田昭次・証人調書・速記録41）ということになった。統制会（そして協力会の構想）は「一種の政治力」（同上・44）だったのである。

四 軍需会社制度の実態

さてしかしながら、統制会を中心とする企業活動の集団的統制は、企業の外部からの統制の煩雑さが、また経済界の外からは、個別企業単位の利潤追求を残している点が、より一層の生産増強の阻害要因であると認識された。そこで、民間企業国家借上論、民間企業徴用論、企業営団化論等、国家管理の強化をめぐる各界をまきこんだ論争が起こった。これに対して経済界は、あくまでも重点主義の徹底を強調し、企業国営化に反対する論陣をはった。当時の郷古三菱重工業社長は、「私は今日非常に大事な問題は生産状況の問題であり、そのためには、資材、労務の問題と共に技術の向上という問題が大切だと思う。仮にいま、技術の向上という問題を一つとらえてみても、この際直接的な国家管理に移すことのために、或いは国営にすることのために、果たして技術向上に役立つか役立つぬか。私は役に立たぬと敢えて申し上げたい。これは単に技術ばかりでなく、資材だって、労務だって同じだと思う。」（大橋静市『企業の国家性』1944（昭19）年、日本評論社、70頁）と国家管理論に真正面から反対した。

こうして結局、企業の国営化を排し、「民有民営の国家管理方式たる軍需会社形態」（同71頁）なるものが採用されることになった。軍需会社法は1943（昭18）年10月31日公布、さらに同年12月16日軍需会社法施行令及び同施行規則が公布され、翌17日から施行された。そして軍需会社の指定は1944（昭19）年1月18日に第一次として150社、同年4月25日に第二次として424社、合計574社に対して行なわれた。こうして兵器、航空機、艦船等よりもほとんどの重要株式会社が軍需会社として指定されることになった。

一般に軍需会社制度といえ、企業の国営化ないし強度の国家管理の形態と理解される余地がある。しかし前出の「民有民営の国家管理方式」という表現からも推測されるように、そこでは厳然として、軍需企業たる民間企業のイニシアチブが生きていた。したがって、当然のことながら、この制度下の朝鮮人の労務動員、労務管理もまた企業の論理を最大限に尊重し貫徹するものであったといえる。以下そのことを明らかにする。

(一) 軍需会社法の目標と政策

軍需会社法制定の理由を軍需省大臣官房文書課長北野重雄は次のように述べている。

「企業の運営は、或いは経理上の顧慮に左右され或いは煩雑な外部的な統制に禍されるといったような障害が多々ございまして、軍需生産企業の本来の生産を十分に申し得ない状態にあると思われるのであります。……この際軍需生産そのものを担当します重点企業につきまして、真に国に殉ずる企業精神を一段と昂揚いたしまして、その国家性を経営の上に於きまして、さらに明確に致しまして生産責任体制を確立致しますと共に、その責務の遂行を阻害しております諸般の拘束を極力排除致しまして、以て盛上がる国家意識に基く発刺たる生産活動の伸長を期そうとするのが本法の狙いでありまして。」(1943(昭18)年11月10日、日本工業倶楽部講演、大橋前掲書、10頁)

軍需会社法第一条が「本法ハ兵器、航空機、艦船等重要軍需品其ノ他軍需物資ノ生産、加工及修理ヲ為ス事業其ノ他ノ軍需ノ充足上必要ナル事業ニ付其ノ経営ノ本義ヲ明ニシ其運営ヲ強力ナカラシメ以テ戦力ノ増強ヲ図ルコトヲ目的トス」と規定するように、同法は、政府が指定した軍需会社の「経営ノ本義ヲ明ニシ」、その「運営ヲ強力ナラシメ」、もって「戦力ノ増強ヲ図ル」ことを目的とする。

この軍需会社制度が、何を目標として立案されたかについては、前出の北野重雄の説明でも明らかであるが、さらに確認すれば、第一に「緊迫した国家要請に応え得るように、国家性を経営上さらに明確ならしめ、かつ生産責任制の確立を」期すること、第二に「既設会社の能力を国家の手で支援助長して強力にすること」、つまり煩瑣な統制法規の適用を極力排除または緩和して、資材、労力、資本に関して軍需会社に対して「国家の優先的支援」を行なうこと、第三に「軍需会社の活動を円滑ならしめるように、国家がこれを指導し、また国家の要請に違背しないように監督し、個々の経営経済について直接に管理を行うこと」である。

この目標達成のために、具体的には以下のような政策がとられた。

第一点に関しては、軍需会社は生産第一主義で国家的生産活動を営むものであること、そのために軍需会社の経営者以下の全従業員を徴用とみなして国家要員であることを明らかにし、さらに、国家的生産の全責任を負う「生産責任者」及び「生産担当者」を置いたこと。

第二点に関しては、①「国家資本の注入によって資本力限界を、徴用制の拡充強化によって労力限界を、配給優先、材料・諸設備の現物官給、輸送の円滑化等によって資材力限界を除去せられること」、②「経理に関する不安、危険負担の不安を軽減除去するため、価格政策を考慮し、さらに必要ある場合には損失補償・利益保証・補助金交付等が行なわれる。」、③「煩瑣な法令規定を排除し、行政を簡素化し、刷新することとした」、すなわち同法第15条(同施行令第25条及び26条)の規定によって主務大臣は、「統制取締等に関する規

定の適用を排除し、またはその特例を設けることができることになっている。」

第三点に関しては、①「内部生産活動を指導監督するため、軍需管理部及び軍需管理官を設けたこと」、②「責任違背に対する罰則を厳にし、検査・監視を強化することとした。」(以上、増地庸治郎「軍需会社の性格」経営経済研究会増地庸治郎編『軍需会社』1944年、山海堂、による。)

(二) 軍需会社制度の実態

軍需会社制度に関し経済界の最大の関心事は、生産拡大の責任の所在はどこか、企業責任か国家官吏の責任かということであったが、当局は「生産責任は数量であるという印象を一般にもたれては困る」「その主要な変化は精神に置くのである」という趣旨の説明を行ない、また、軍需管理部の役割について軍需省平井管理課長は、「生産責任者の指揮の下に働いている生産担当者において出来る範囲のことを各地の軍需管理部、軍需管理官が世話することになる、世話とは協力である」と述べ、経済界の不安は一掃されることになった。

かくて生産責任が企業に問われないのだから、「それだけに、財界は当局の信頼主義にあってその創意と工夫を生産増強に向けられることを切望する。かくて軍需会社法を適用されるということは超重点企業として指定されることと同義になった」(大橋前掲書、74頁)。

「軍需会社法によって軍官民の決戦協力体制は一步前進したのである。軍需省の設置、官吏服務規律の制定、発注の一元化、(統制会の協力による)原単位報償統制会活用等々の財界要望の行政改革を政府は断行したのである。財界も虚心にこの負荷に応えねばならぬ。」(同75頁、傍点筆者。)と当時は認識されたのだった。

ところで、ここで確認しておきたいことは、重要産業団体令にしろ軍需会社法にしろ、「民有民営」の原則が貫かれたのであって、決して企業の国営化ないし国家管理が行われたのではないということである。

軍需会社は決して従来の会社形態を根底から覆すものではなかった。「単に既設の軍需事業会社を個別的にそのまま認めて軍需会社に指定し、これに国家性の補修を加え、かつ増産の責務を負わしめるに過ぎなかった。」(増地前掲書、4頁)あるいは、「一言にしていえば、軍需会社は国家が既設の軍需事業会社を指定して国家的生産を担当せしめ、国家がその能力不足を補給すると共に、その活動を指導監督する決戦即応の企業形態である。」(同、16頁)といわれるように、「戦力増強ノ国家要請」(軍需会社法第3条)という大目標のために国家が軍需会社のあらゆる要求に応え、これにあらゆる支援を優先的に行うというものであった。

このことは前項で述べた軍需会社法の政策ですでに明らかであるが、軍需省監理課長(陸軍主計大佐)平井豊一の以下のような発言は重要である。以下は、1944年6月に発行された大阪府商工経済会の『軍需会社法関係法規に関する解説』による。彼によれば、「政府として特に注意」した点として二点ある。「即ち一つは、会社の生産責任者、生産担当者に思い切って働いてもらうために、くだらない法令の束縛を出来るだけ排除しようということであります。」「次は、いろいろ難しい注文を出す以上配当も適正なものである様考慮致して居ります。即ち経理上の不安を除去して会社の代表者に驀地に生産増強に突進してもらふという考慮であります。」(6～7頁)「ここに決められておることを、まあ少し手前味噌

であります。翻訳しますと、適正利潤は認める、無理な生産命令、色々な命令を出しても損はかけぬといふことが出ております。欠けた損を適切に、敏速に、簡易に補うということが書いてあります。」(19頁)

要するに、「法令の束縛の排除」と「経理上の不安除去」(価格政策、補助金・損失補償による利益保証)に配慮したというのである。したがって、もはやいかなる説明も不必要と思われるが、「民有民営の国家管理方式」という言葉が象徴しているように、個別軍需企業のイニシアチブは厳然として生きているのである。

軍需会社の成立ならびにそれと平行する軍需省の設立によっても統制会は消滅しなかった。それは次のようにして存続した。「軍需会社の成立によって、統制会は当該部門に関する国策の立案及び遂行に対する協力を行なうものとなるが、この協力機能は、国家の単なる補助機関としてではなくて、協力機関として自主的にしたがって積極的に行わるべきものである。統制会は軍需会社が成立するにつれて、決して無用となるものではない。軍需会社の制度は、統制会の制度によって補充するべきものである。統制会は新たな性格のもとに、ますます重要性をもつのである。」(国弘員人「軍需会社と統制会」増地前掲書、146頁)

(三) 徴用における企業のイニシアチブ

国民徴用令方式にもとづく朝鮮人強制連行については、前出の古庄レポートや日弁連報告書で明らかにされている。「この方式は、1944年8月の閣議決定『半島人労務者ノ移入ニ関スル件』により、国民徴用令(1939年7月7日勅令451号)による一般徴用を、朝鮮においても発動することにしたものである。これは『募集』とか『斡旋』という仮面をかなぐり捨てて、法的強制手段に訴えたものである。」(前出日弁連報告書12頁)

三菱重工は、「徴用は、国家総動員法に基づく国家による強制的動員」であると主張しているが、以下の諸点において企業側の明確なイニシアチブが確認できるのであって、決して国家の単独による一方的な徴用ではなかった。

第一に、いわゆる朝鮮人の強制連行を国策たらしめたのは労働力不足に悩む民間企業の執拗な要請があったが故であり、また、実質的に統制会なる企業統合体が「労務者の奪い合いの調整」「労務者の供給確保」「労務の需給に関する計画」の策定・遂行を行なったことはこれまで明らかにしたとおりである。したがってまさに「徴用は国家が民間事業の労務需給に協力しうる最後の方法である」(乗富丈夫『徴用労務管理』1942年、東洋書館、53頁)、あるいは「徴用は国家が民間事業に対しなし得る最大最後の援助」である(同、133頁)といえるのであって、徴用に関する民間企業の責任はきわめて大きいと言わざるをえない。

第二に、国民徴用令第6条および第25条によれば、「徴用ニ依リ人員ノ配置ヲ必要トスルトキハ」、個々の企業が厚生大臣(朝鮮にあつては朝鮮総督)に徴用を、「請求又ハ申請」しなければならなかったのであるから、企業側の「請求又ハ申請」こそ徴用手段の出発点であり不可欠の要件であった。

第三に、徴用令書の交付は道知事が府伊、邑面長を通じて本人に交付したが、実際の連行には企業も関わっていたということである。すなわち、朝鮮総督府労務課監修『国民徴用の解説』(昭和19年10月、国民総力朝鮮連盟)によれば、朝鮮人の動員は、「官庁が全部

自ら募集して、釜山とか麗水等の離鮮地迄引率し、其此で受入れ事業主に引き継ぐことにした」というのであるが、また次のようにも述べている。「事業者側の引率者も釜山でポカリと引継いだのでは隊員の顔も解からず、随って親しみも全然ないことになりますので、事業者側の人達もできるだけ郡や面まで出掛けて、一緒に引継地迄来るやうにするのが望ましいと思ひます。」(49, 50頁) このように実際の動員すなわち連行は「事業者側の引率者」によってなされていたのであるから、この点においても徴用すなわち強制連行の責任を一方的に国家にのみ押しつけることは正確ではない。

この点に関して、古庄レポートは次のような証拠もあげている。すなわち「造船統制会が会員に送付した1944年12月17日付の『朝鮮人移入取扱要領』によれば、『朝鮮人釜山駅着ト同時ニ朝鮮人側ヨリ之ガ引受ヲ了シ、以後工場側ノ責任ニ於テ内地ニ連行スルコト』(『朝鮮造船工員移入上要注意事項ニ係ル件』勤一第391号)と明記されており、朝鮮人の戦時動員については、朝鮮総督府およびその下部機関と関係企業との連携がその前提とされていた」(15頁)。

第四に、国民徴用令の発動にもとづく徴用の拒否者に対しては「一年以下ノ懲役又ハ千円以下ノ罰金」が予定されているにすぎなかったにもかかわらず、多くの徴用拒否者に対しては、これを追跡し、捕らえ、拘束した身柄を企業の従業員に引き渡すという形での連行が行なわれており、さらにまた、企業に落ち着いた後にも、生活空間は外界と遮断され、幽閉状況に置かれる形で強制労働が強いられたのであり、このような強制連行、強制労働は、国民徴用令にもとづく権限を逸脱した事実上の行為を、国家と企業が、ともに一体となって積み重ねることなしには実現しえなかったと言わなければならない。

五 結語 —— 徴用の実質は企業活動そのものであること

国民徴用令は、国家総動員法の第四条「政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝国臣民ヲ徴用シテ総動員業務ニ従事セシムルコトヲ得」と第六条「政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ従業者ノ使用、雇入若ハ解雇又ハ賃金其ノ他ノ労働条件ニ付必要ナル命令ヲ為スコトヲ得」を具体化したものである。ところでしかし、労働力の動員・配置やその使用・雇入・解雇、また賃金などの労働条件といったことは、まさしく企業活動の根幹部分そのものに他ならない。そして、これまで検証してきたように、朝鮮人強制連行という形をとった労働力動員の立案・遂行は一貫して民間企業とその連合体のイニシアチブに基づいて行なわれていた。重要産業団体令にもとづく統制会においても、また軍需会社法に基づく超重点企業としての指定においても、ついに私企業性が失われることはなかった。そこには限りない「国家と企業の癒着」(山田昭次・証人調書12, 24)があった。したがって、徴用という国家権力による強制という外被はとりながらも、その実質は私的企業活動そのものであり、また、私経済活動への国の協力的行為(あるいは代行行為)でしかなかったと言うほかない。そのことは、前に引用した、「徴用は国家が民間企業の労務需給に協力しうる最後の方法である」(乗富丈夫)という表現がすべてを言い表している。徴用とは労働力の調達と労務の管理にほかならず、それは本来的な企業活動そのものであって、このような私人の行為と本質的に異なる行為を権力作用だったとして無答責の網をかぶせることは、戦時下の企業活動をす

べて国家管理下のものとして理解する過誤を犯しており、さらに単にたてまえ上企業活動を国家の活動の中に包摂したにすぎない法令上の強引な形式を真実として見まちがうものであると言わざるをえない。